

## 下関市上下水道局最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下関市上下水道局が発注する工事（以下「工事」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）における、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による最低制限価格制度（以下「最低制限価格制度」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格制度の対象は、工事に係る全ての競争入札のうち、総合評価方式により落札者を決定するものを除くものとする。

(周知)

第3条 最低制限価格制度を適用する旨を、下関市上下水道局会計規程（平成26年上下水道局規程第3号。以下「規程」という。）第166条の規定による公告又は規程第181条第2項の規定による通知において明らかにするものとする。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次の各号により算出された価格とする。

(1) 土木系工事は、予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の8/10+一般管理費等の7/10」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）から千円未満を切り捨てた価格とする。

(2) 営繕系工事は、予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の8/10+一般管理費等の7/10」（各費目毎に所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）から千円未満を切り捨てた価格とする。この場合において、直接工事費の額は直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とし、現場管理費相当額は次に掲げる額とする。

ア イを除く営繕系工事 直接工事費に10分の1を乗じた額（小数点以下切捨て）

イ 営繕系工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 直接工事費に10分の2を乗じた額（小数点以下切捨て）

(3) 前2号の規定にかかわらず、解体工事等については、申込入札価格（設計金額を超えるものを除く。）の下位10者（入札参加者が10者未満の場合は全者）の相加平均値（千円未満切捨て）に0.9を乗じて得た価格（千円未満切捨て）とする。

（委任）

第5条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行し、同日以後に競争入札の公告又は通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月1日から施行し、改正後の下関市上下水道局最低制限価格制度実施要領の規定は、同日以後に競争入札の公告又は通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行し、改正後の下関市上下水道局最低制限価格制度実施要領の規定は、同日以後に競争入札の公告又は通知を行うものから適用する。